

「横浜市公共施設における太陽光発電設備等導入可能性調査業務委託」
提案書作成要領

本業務における提案書作成要領は次のとおりです。

1 件名

横浜市公共施設における太陽光発電設備等導入可能性調査業務委託

2 業務の内容

別紙業務説明資料のとおり

概算業務価格（上限）は10,000千円（税込）です。

なお、提案書提出時には参考見積書を提出するものとします。

3 提案資格

次に掲げる条件をすべて満たすものとします。

(1) 令和3・4年度横浜市一般競争入札資格者名簿（物品・委託等）において、「320：各種調査企画」の「細目B：コンサルティング（建設コンサル等を除く）」または「350：その他の委託等」に登録されているものであること。ただし、参加意向申出書を提出した時点で、上記種目について申込み中であり受託候補者を特定する期日までに登録が完了する場合はこの限りでない。

(2) 参加意向申出書の提出期限から受託候補者特定の日まで、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていない者であること。

(3) 共同企業体（当該業務を共同連帯して行うことを目的に、結成した共同体）である場合、次の条件を全て満たすこと。

ア 全構成員は、(1)及び(2)の条件を満たすこと。

イ 構成員は、当該業務について提案を行う他の共同企業体の構成員になっていないこと。また、共同企業体の構成員は、単体の企業として参加していないこと。

ウ 必ず幹事者を決め、本要領に定められる参加意向申出書（様式1-1）を提出すること。また、幹事者以外の共同提案者については、参加意向申出書（共同提案）（様式1-2）を提出すること。

エ 共同企業体協定書兼委任状（入札参加用）（横浜市物品・委託等に関する競争入札取扱要綱第12号様式）を提出すること。

また、各構成員の分担業務が共同企業体協定書兼委任状において明らかであること。

4 参加に係る手続き

本プロポーザルに提案書の提出を希望する場合は、次により参加意向申出書（様式1-1）及び誓約書（様式2）の提出をお願いします。

幹事者以外の共同提案者については、参加意向申出書（共同提案）（様式1-2）及び横浜市物品・委託等に関する競争入札取扱要綱（第12号様式）を提出してください。

(1) 提出期限

令和4年8月25日（木）午後5時（必着）

(2) 提出先

横浜市環境創造局環境エネルギー課 担当：堀越、山口

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 横浜市庁舎23階

電話番号：045-671-2681

電子メールアドレス：ks-energy@city.yokohama.jp

(3) 提出方法

持参、郵送または電子メール

- ・持参の場合は、事前に電話連絡の上、平日午前9時から正午、午後1時から午後5時までの間に、環境創造局環境エネルギー課（横浜市庁舎23階）において、担当に手渡ししてください。
- ・郵送の場合は、簡易書留とし、期限までに到着するように発送してください。発送後に必ず提出先まで電話連絡を行ってください。
- ・電子メールの場合は、発送後に必ず提出先まで電話連絡を行ってください。

(4) 提出部数

1部

5 参加資格確認結果の通知及びプロポーザル関係書類提出要請書の交付

参加意向申出書を提出した者のうち、提案資格が認められた者及び認められなかった者に対してその旨及びその理由を、参加資格確認結果通知書（様式3）により通知します。

(1) 通知日 令和4年8月29日（月）午後5時までに電子メールにて送付します。

(2) その他

ア 参加資格が認められた者には、プロポーザル関係書類提出要請書（様式4）を電子メールにて送付します。必ず着信確認の返信をすみやかに行ってください。

イ 提案資格が認められなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により提案が認められなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければなりません。本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

6 質問書（様式5）の提出

本要領等の内容について疑義のある場合は、次により質問書を電子メールで提出をお願いします。質問内容及び回答については、プロポーザル提出要請者全員に通知します。

なお、質問事項の無い場合は、質問書の提出は不要です。

(1) 提出期限 **令和4年8月31日（水）午後5時まで（必着）**

(2) 提出先 横浜市環境創造局環境エネルギー課 担当：堀越・山口
（電子メール）ks-energy@city.yokohama.jp

(3) 提出方法 **電子メール**（word形式で添付し、必ず着信確認を行ってください。）

(4) 回答日 令和4年9月2日（金）午後5時までに電子メールにて送付します。
必ず着信確認の返信を行ってください。

(5) その他 電話等での問い合わせには応じませんので、質問内容が明確になるように記載してください。

7 提案書の提出

(1) 提出期限 **令和4年9月7日（水）まで（必着）**

(2) 提出先 6（2）と同様

(3) 提出方法 持参又は郵送

- ・持参の場合は、事前に電話連絡の上、平日午前9時から正午、午後1時から午後5時までの間に、環境創造局環境エネルギー課（横浜市庁舎23階）において、担当に手渡ししてください。
- ・郵送の場合は、簡易書留とし、期限までに到着するように発送してください。発送後に必ず提

出先まで電話連絡を行ってください。

- (4) 提出部数 紙媒体を2部、電子媒体を1部（DVD媒体等、一般のPCで扱えるファイル形式）
- (5) その他
 - ア 所定の様式以外の書類については受理しません。
 - イ 提案書の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがあります。
 - ウ 提出された書類は、返却しません。
 - エ 提案書に記載した配置予定の技術者（資格者等）は、病気、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することはできません。
 - オ 提案書の提出は、1者につき1案のみとします。
 - カ 提案内容の変更は認められません。
- (6) 参加者が5者以上の場合には、提案書にて書類選考を行い、最大4者を対象にヒアリングを行います。

書類選考の結果については、提案書提出者全員に令和4年9月28日（水）までに書類選考結果通知書（様式10）を電子メールにて送付します。（着信確認の返信を行ってください。）

書類選考で選定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければなりません。

本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

書類選考は、ヒアリングと同じ評価基準を用いて評価を行います。

8 提案書の内容

- (1) 提案については、次の項目に関する事項を所定の様式に記載してください。

- ア 提案書（様式6）
- イ 提案事業者の概要、業務実績等（様式7）
- ウ 業務実施体制（様式8）
- エ 業務実施予定者の業務実績等（様式9）
- オ 実施方針及び提案内容（A3判4頁まで ※横向きで両面印刷し用紙は2枚までとします）
- カ ワークライフバランス等に関する取組の状況を示す資料（提案書評価基準における各項目に該当がない場合は、資料の提出は不要です。）
- キ 見積書及び積算内訳

- (2) 提案書の作成にあたっては、以下の事項に留意してください。

- ア 提案は、考え方をわかりやすく簡潔に記述してください。イメージ図・イラスト等の使用は可能です。
- イ 文字は注記等を除き原則として10.5ポイント程度以上の大きさとし、所定の様式に収まる範囲で記述してください。
- ウ 多色刷りは可としますが、モノクロ複写するため、見やすさに配慮をお願いします。

9 評価基準

別紙提案書評価基準のとおり

10 プロポーザルに関するヒアリング

次により提案内容に関するヒアリングを行います。

- (1) 実施日時（予定） **令和4年10月上旬**

(2) 実施場所（予定） 横浜市庁舎 会議室（横浜市中区本町6-50-10）

(3) 出席者 現場責任者を含む3名以下としてください。

(4) その他

- ・ヒアリングは1者30分以内（プレゼンテーション15分＋質疑応答10分）を想定しています。
- ・提案書に記載した内容について説明していただきます。提出した提案書のみ使用してください。
- ・プレゼンテーションは、公正を期すために、企業名等を伏せて行います。
- ・プレゼンテーションを行う方は、本業務に直接携わる予定の方としてください。
- ・時間等詳細については、別途お知らせします。

11 プロポーザルに係る審議

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行います。

名称	環境創造局第二入札参加資格審査・委託業者選定委員会	横浜市公共施設における太陽光発電設備導入可能性調査業務委託に係るプロポーザル評価委員会
所掌事務	プロポーザルの実施、受託候補者の選定に関する事	プロポーザルの評価・特定に関する事
委員	環境創造局 総務部長 政策調整部長 環境管理課長 公園緑地整備課長 公園緑地維持課長 下水道施設管理課長 管路保全課長 技術監理課長 経理経営課長	環境創造局 政策調整部長 環境エネルギー課長 環境管理課長 温暖化対策統括本部 調整課担当課長 プロジェクト推進課長 建築局 営繕企画課長 財政局 公共施設・事業調整課担当課長

12 特定・非特定の通知

提案書を提出したもののうち、プロポーザルを特定したものと及び特定されなかったものに対して、その旨及びその理由を結果通知書（様式11）により通知します。

(1) 通知日（予定） 令和4年10月下旬

(2) その他 特定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により特定されなかった理由の説明を求められます。なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければなりません。

本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めたものに対し書面により回答します。

13 プロポーザルの取扱い

(1) 提出された提案書（ヒアリング配布資料も含む）（以下、「提案書等」という。）は、プロポーザルの特定以外に提出者に無断で使用しないものとします。

(2) 提出された提案書等は、他の者に知られることのないように取り扱います。ただし、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。

(3) 提出された提案書等は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。

(4) プロポーザルの実施のために本市において作成された資料は、本市の了解なく公表、使用するこ

とはできません。

14 プロポーザル手続における注意事項

- (1) プロポーザルに虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して、本市各局の業者選定委員会において特定を見合わせる場合があります。
- (2) プロポーザルは、受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。
- (3) 特定されたプロポーザルを提出した提案者とは、後日、本要請書及び特定されたプロポーザル等に基づき、本市の決定した予定価格の範囲内で業務委託契約を締結します。
なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において協議の上、若干の修正を行う場合があります。
- (4) 参加意向申出書の提出期限以後又は指名通知の日以後、受託候補者の特定の日までの手続期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとします。また、受託候補者として特定されている場合は、次順位の者と手続を行います。

15 無効となるプロポーザル

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- (6) 虚偽の内容が記載されているもの
- (7) 本プロポーザルに関して委員会委員との接触があった者
- (8) ヒアリングに出席しなかった者

16 辞退について

参加意向申出書（様式1-1）提出後、又は参加資格確認結果通知書（様式3）の受領後に辞退する場合は、辞退届（様式12）を書面にて提出します。

17 その他

- (1) 提案書の作成及び提出等に係る費用は、貴社の負担とします。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- (3) 契約書作成の要否
プロポーザルを特定した者は、業務委託契約の締結にあたり横浜市契約規則に基づき契約書の作成を要します。